

平成 25 年 10 月 1 日

平成 26 年度国土交通省税制改正要望(制度・規制面での環境整備関係)
の結果概要について

本日、民間投資活性化等のための税制改正大綱が決定されたことに伴い、国土交通省の要望事項に関する結果概要について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

<資料>

- 平成 26 年度国土交通省税制改正の概要(制度・規制面での環境整備関係)
- 平成 26 年度税制改正(制度・規制面での環境整備関係) 問合せ先一覧

問合せ先

※全体について

総合政策局政策課 大臣官房参事官(税制)付

津森企画専門官(内線 24-262)

高橋企画専門官(内線 24-272)

代表:03-5253-8111 直通:03-5253-8259

※個別事項について

別添の問合せ先一覧をご覧ください。

平成26年度税制改正(制度・規制面での環境整備関係) 問合せ先一覧

国土交通省:03-5253-8111(代表)

区 分	担当局・課名	役職・担当者名	内線	直通
全体について	総合政策局政策課	企画専門官 津森 企画専門官 高橋	24-262 24-272	03-5253-8259
(1) 既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置	住宅局住宅企画官付 住宅局建築指導課	課長補佐 松島 課長補佐 広瀬	39-233 39-517	03-5253-8505 03-5253-8513
(2) 既存建築物の省エネ改修投資促進のための特例措置	住宅局住宅企画官付 住宅局住宅生産課	課長補佐 松島 企画専門官 倉石	39-233 39-414	03-5253-8505 03-5253-8510
(3) 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置	水管理・国土保全局水政課	課長補佐 中西	35-232	03-5253-8439

平成26年度国土交通省税制改正の概要

(制度・規制面での環境整備関係)

1. 既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置

① 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震診断結果の報告を行った事業者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について特別償却25%ができることとする。

② 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置(2年間1/2)を講ずる。

2. 既存建築物の省エネ改修投資促進のための特例措置

※ 産業競争力強化法(仮称)に関連して創設する生産性向上設備投資促進税制の中で実質的に対応

同法の施行の日から平成29年3月31日までに次の設備等を取得した場合、即時償却又は税額控除5%(建物・構築物は3%)(平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得等した場合には特別償却50%(建物・構築物は25%)又は税額控除4%(建物・構築物は2%))ができることとする。

- ① 最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均1%以上向上)を満たす建物(断熱材、断熱窓)、建物附属設備(照明設備、冷暖房、昇降機設備等)、器具備品等
- ② 投資計画上の投資利益率の15%以上の向上(中小企業者等は5%以上)が図られる生産ライン等の改善に資する建物、建物附属設備、器具備品等

3. 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備(止水板、防水扉等)に係る固定資産税について、5年間課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内)に軽減する措置を創設する。

既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置(法人税・所得税・固定資産税)

耐震診断が義務付けられる建築物について耐震改修工事を行った場合は特別償却を可能とするほか、固定資産税を減額する。

結果の概要

○改正耐震改修促進法(平成25年11月施行予定)に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、以下の特例措置を講じる。
【法人税・所得税】

耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。

【固定資産税】

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1に相当する額を減額する(ただし、改修工事費の2.5%を限度とする)。

施策の背景

○南海トラフ地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題。

○地震防災戦略(平成17年中央防災会議決定)に定められた耐震化目標(平成27年までに建築物の耐震化率90%)の達成に向け、耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性の早期の向上を図ることが必要(平成20年現在、建築物の耐震化率80%)。

○このため、改正耐震改修促進法に基づき、以下の措置を実施(平成25年11月施行予定)。
・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や避難路沿道の建築物等について、建築物の所有者に対し耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けるとともに、所管行政庁に対し診断結果の公表を義務付け。
・所管行政庁による指導、助言及び指示等。

○また、耐震診断が義務付けられる建築物について、重点的・緊急的支援(予算措置)を実施。

(※地方公共団体の補助制度が整備されている場合の国の補助率)

耐震診断:国 [通常]1/3⇒[緊急支援]1/2 耐震改修等:国 [通常]11.5%、1/3⇒[緊急支援]1/3、2/5

○これらの規制・予算措置とあわせ、本特例措置を講ずることにより、耐震改修を強力に推進する必要。



地震により倒壊した大規模建築物



倒壊し避難路を塞いだ建築物

既存建築物の省エネ改修投資促進のための特例措置(法人税・所得税等)

一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合は即時償却(特別償却)又は税額控除を可能とする。

結果の概要

○産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、製造業・非製造業の生産性向上を図る「生産性向上を促す設備等投資促進税制」において、建築物全体の省エネ性能に大きく影響するLED等の照明や断熱窓等の先端的な省エネ設備^(※1)について、以下の特例措置を講じる。また、建築物本体の省エネ改修についても、一定の利益率向上^(※2)があれば、同様の措置の対象となる。

取得等の期間	対象	償却率等
産業競争力強化法案 (仮称)の施行日 ~H28.3.31	事業の用に 供した一定 の設備等	即時償却 又は 税額控除5%(建物・構築物は3%)
H28.4.1~H29.3.31		特別償却50%(建物・構築物は25%) 又は 税額控除4%(建物・構築物は2%)

(※1) 先端的設備

一定の建物(断熱材・断熱窓)、建物附属設備(照明設備、冷暖房、昇降機設備等)、器具備品等で、最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均1%以上向上)を満たすもの。

(※2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

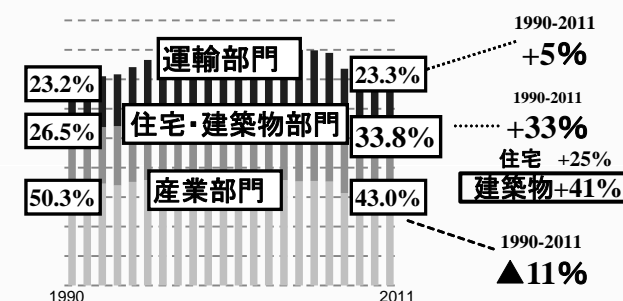
建物、建物附属設備、器具備品等で、経済産業局の確認を受けた投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であるもの。

※税額控除は、当期法人税額の20%が上限

施策の背景

- 近年、オフィスなどの業務部門(建築物部門)におけるエネルギー消費量は著しく増大しており、既存ビルの省エネ改修の促進は、将来世代にわたって持続可能な社会を実現するために不可欠。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において以下のとおり位置付け
 - ・ 省エネの最大限の推進を図るため、ビルの省エネ改修の促進等を図る
 - ・ 今後3年間で、設備投資を2012年度の約63兆円から、リーマンショック前の水準(年間約70兆円)に回復させることを目指す

【最終エネルギー消費の推移】



浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

施策の背景

- 近年、集中豪雨等による水災が多発する一方で、水防の担い手が減少・高齢化。
- 地下街等は、浸水スピードが速く、閉鎖的であることから、人命に対するリスクが大きい。
また、浸水が発生した場合、都市・経済活動が機能不全に陥る。



福岡市営地下鉄博多駅(平成15年7月)

制度・規制面の環境整備

【浸水防止対策の強化】水防法を改正(平成25年7月施行)

- 河川氾濫時における浸水想定区域内に位置する、地下街等による浸水防止対策(①浸水防止計画(※)の作成、②訓練の実施、③自衛水防組織の設置)を新たに義務付け。 ※「避難確保・浸水防止計画」として、避難確保に関する事項も記載
- 説明会等を通じて改正法の周知を進めつつ、地下街等の事業者に対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を実施し、浸水防止対策等を促進。

要望結果

- 特例措置の対象：浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)
- 特例措置の内容：最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を平成26年4月1日から3年間に限り講ずる

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機

